

平成 8 年 2 月 15 日兵庫県告示第 225 号の 5
改正平成 13 年 6 月 15 日兵庫県告示第 858 号
同 平成 14 年 9 月 20 日兵庫県告示第 1169 号
同 平成 18 年 10 月 6 日兵庫県告示第 1037 号
同 平成 19 年 3 月 30 日兵庫県告示第 369 号
同 平成 26 年 4 月 15 日兵庫県告示第 347 号の 4
同 平成 31 年 2 月 1 日兵庫県告示第 86 号
同 令和 4 年 3 月 30 日兵庫県告示第 421 号
同 令和 4 年 3 月 31 日兵庫県告示第 430 号の 6

兵庫県入札監視委員会設置要綱

(設置)

第 1 条 県の機関及び公立大学法人兵庫県立大学が行う入札及び契約手続について、その透明性の向上を図るため、公平かつ独立した立場から検討する兵庫県入札監視委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 県の機関が行う調達であつて、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 1 条に規定する 2012 年 3 月 30 日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された 1994 年 4 月 15 日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の対象となる調達に関係する供給者の苦情に関する次の事務
 - ア 苦情に係る調査及び検討並びに検討結果の報告及び提案を行うこと。
 - イ 関係調達機関に対する契約締結又は契約執行の停止の要請に関すること。
- (2) 県の機関が発注する建設工事に係る入札及び契約手続の運用に関する審議並びに入札参加資格者からの入札及び契約手続に係る苦情処理に関する次の事務
 - ア 入札及び契約手続の運用状況等についての報告を受けること。
 - イ 一般競争入札、公募型一般競争入札及び制限付き一般競争入札に付したものである入札参加資格の設定理由及び経緯並びに指名競争入札に係る指名及び落札者決定の理由及び経緯等についての審議を行う案件を抽出し、審議すること。
 - ウ ア及びイの事務に関し、報告の内容又は審議した対象工事に係る指名及び落札者決定の理由及び経緯等に不適切な点又は改善すべき点があると認めるときは、知事に対して意見の具申又は勧告を行うこと。
 - エ 公募型一般競争入札、制限付き一般競争入札、指名競争入札及び随意契約に付したものである入札及び契約手続のうち、別に定めるものに係る苦情処理に関する審議を行うこと。

- (3) 県の機関が発注する建設工事に係る予定価格の95%以上の高落札率案件の審査に関する次の事務
- ア 入札及び契約手続の運用状況等について報告を受け、経緯等を審査すること。
 - イ アの事務に関し、報告の内容及び経緯等に不適切な点又は改善すべき点があると認めるときは、知事に対して意見の具申又は勧告を行うこと。
- (4) 談合情報があった県の機関が発注するすべての案件の審査に関する次の事務
- ア 当該案件の入札及び契約手続の運用状況等及び談合情報に伴う入札参加者の事情聴取の状況についての報告を受け、経緯等を審査すること。
 - イ アの事務に関し、報告の内容及び経緯等に不適切な点又は改善すべき点があると認めるときは、知事に対して意見の具申又は勧告を行うこと。
- (5) 公立大学法人兵庫県立大学が行う調達であって、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定の対象となる調達に関係する供給者の苦情に関する次の事務
- ア 苦情に係る調査及び検討並びに検討結果の報告及び提案を行うこと。
 - イ 関係調達機関に対する契約締結又は契約執行の停止の要請に関すること。
- (6) その他委員会が行うこととされた事務

(組織)

第3条 委員会は、5人の委員で組織する。

- 2 委員は、人格が高潔で、地方公共団体の入札、契約制度に関し優れた識見を有する者のうちから知事が委嘱する。
- 3 第2条第1号及び同条第2号のエに掲げる事務について、申し立てられた苦情に関して利害関係を持つと認められる委員は、当該苦情処理に参加することができない。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。
- 4 委員は、次のいずれかに該当する場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されることがない。
 - (1) 破産手続開始の決定を受けたとき
 - (2) 禁錮以上の刑に処せられたとき
 - (3) 委員会により、心身の故障のため職務の執行ができないと認められたとき又は職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認められたとき

(委員の守秘義務)

第5条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委員長)

第6条 委員会に、委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長は、議長として委員会の議事を運営する。
- 5 委員長に事故のあるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(議事録)

第8条 委員会においては、議事録を作成する。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、土木部契約管理課において処理する。

(設置期限)

第10条 委員会の設置期限は、令和7年3月31日とする。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。

(招集の特例)

- 2 この要綱の施行の日以後最初に開かれる会議は、第7条第1項の規定にかかわらず、知事が招集する。